

一般社団法人日本チタン協会 競争法コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本チタン協会（以下「協会」という。）は、協会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）に抵触しないことを前提とし、協会の活動が競争法上の疑義を惹起されることなく、日本の金属チタン業界全体の発展に寄与し続けるために活発に行われることを目的とし、本規程を定める。

(禁止行為)

第2条 協会の職員及び会員は、協会の活動を通して、競争法に抵触する行為（一定の情報交換を含む。）を行ってはならないものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、協会におけるすべての活動に適用される。

(責任者及び担当部署)

第4条 協会の競争法コンプライアンスに係わる業務は、専務理事が総括し、企画部長が所掌する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、業務委員会の決議による。

第2章 統計情報

(統計情報の収集・管理・提供)

第6条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、専務理事により指名された協会の職員のみが行うものとし、会員は行わないものとする。

- 2 統計業務に携わる協会の職員は、協会が会員から収集した情報が他の会員を含む第三者に流出しないよう厳重な情報管理を行うものとする。

(統計情報の内容)

第7条 協会が、会員に対して、競争の重要な手段に係わる生産や出荷状況などの統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を惹起することのないよう、以下の情報に限り提供するものとする。

- ① 統計情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の情報のみを提供するものとし、現在又は将来の情報は提供しないものとする。
- ② 前号に拘わらず、会員が一般に公開した情報で誰もが容易に収集できるものについては、協会が情報を収集し、会員各社に提供することができる。

第3章 会議の運営

(会議における話題)

第8条 協会及び会員各社は、協会における委員会等の会議（以下「会議」という。総会、理事会、委員会、分科会、ワーキンググループその他協会における会員によって構成されるすべての協議機関を含む。）において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（会員の個社情報をはじめとする現在及び将来の市場価格に関する情報交換等を含む。）を行わないものとする。

- 2 会議の開催にあたっては、協会はその目的に照らし競争法上問題となるおそれのあるものでないことを確認するものとし、参加する会員も参加にあたり、競争法上問題がない会合であることを確認し、参加する。

(会議の出席者)

第9条 会議においては、会員から議事進行を司る議長を定めるものとする。

- 2 会議には、原則として、協会の職員が必ず出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第10条 会議に出席する協会の職員は、会議において予定される議題及び配布される資料について、会議の開催に先立ち、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかを確認するものとする。

(競争法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置)

第11条 会議において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、議長は、発言者に発言をやめるよう注意するものとする。

- 2 前項にも拘わらず、発言者が競争法上問題となるおそれのある発言をやめない場合には、議長は、以下の措置を取るものとする。

- ① 議事録への記載
 - ② 会議の閉会
 - ③ 協会のコンプライアンス担当部署への報告
- 3 コンプライアンス担当部署はこれを受け、競争法上の問題の発生を防止するための措置を取るものとする。

(協会の職員の役割)

第12条 会議に出席する協会の職員は、参加者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断するときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、その他議長の議事進行を補助するものとする。

(懇親会等)

- 第13条 協会が参加者相互及び協会の職員と懇親を目的とした会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として、協会の職員が必ず出席するものとする。
- 2 懇親会において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、協会の職員は、発言者に発言の中止を求め、中止されない場合は、懇親会を終了させるものとする。
 - 3 本懇親会に限らず、協会が主催する全ての活動についても本章各条に準じるものとする。

(議事録の作成及び管理)

- 第14条 会議に出席した協会の職員、あるいは当該会議の議長が議事録作成者に指名した者が、議事録を作成し、企画部長にその写しを提出するものとする。
- 2 会議の議事録は、協会における各主管部署が10年間保管・管理する。

第4章 自主規格等

(差別的な内容の自主規格等の禁止)

第15条 協会は、自主規格策定等の活動を行うときは、特定の事業者（会員とは限らない）に対して競争法上問題となりうる差別的な内容の規格策定等を行わないものとする。

(強制の禁止)

第16条 協会は、自主規格策定等の活動を行うときは、規格等の利用を会員に強制する等競争法上問題となる行為を行わないものとする。

(意見聴取、非会員事業者による利用)

第17条 協会は、自主規格策定等の活動を行うときは、関係する会員から十分な意見聴取を行う機会を設定するとともに、必要に応じ、対象となる商品又は役務の需要者、知見のある第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

- 2 協会は協会が定める自主規格等について競争法上非会員事業者への使用許諾等を行うべき場合、しかるべき協議機関での協議を経た上で、適切な条件を定め使用許諾等を行うものとする。なお、この場合、相手先非会員事業者から制度の創設・運営に要した経費の負担分を適切に徴収するものとする。

第5章 教育・研修

(協会の職員に対する研修)

第18条 協会は、以下の点を認識し、協会の職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を実施し、各人の知識向上に努める。

- ① 協会の活動は、競合他社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。
 - ② 協会の職員は協会の事業活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高く持ち、会員の個別具体的行為について適法性の観点から意見を表すべき立場たることを期待されていること。
- 2 前項の研修は、役職や階層に応じたものとし、外部セミナーの活用や外部の有識者を招聘する等して、その実効性を高めるよう工夫をするものとする。

(会員への周知徹底)

第19条 協会は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。

第6章 罰則等

(罰則)

第20条 協会の職員が本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

(再発防止)

第21条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、協会は、その原

因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

附 則

本規程は、平成 26 年 6 月 6 日より施行する。